

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において電気技術者として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日及び○日にD内科、その後同年○月○日、E整形外科に受診し、「頭部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によれば、同月○日、業務終了後、事業場から帰宅する途中、通行人から暴行を受け負傷したという（以下「本件災害」という。）。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、飲料や食料品の買い物や本屋に立ち寄ったとしても通勤災害に該当すると主張しているので、本件について検討すると、以下のとおりである。

ア 一件記録を精査すると、請求人は、平成○年○月○日、帰宅途中に通常の通勤経路とは異なる経路（以下「本件経路」という。）を利用し、買物等をし、本件経路に復した後に本件災害に遭ったことが認められるが、本件経路については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、合理的な経路であると判断する。

イ もっとも、請求人は、平成○年○月○日、労働基準監督署担当官に対し、要旨、「本件災害当日は、業務終了後（午後○時○分頃）、すぐに帰路に着いた。帰宅途中、F駅のスーパーマーケットで買物を15分し、本屋で約40分間立ち読みをした後に、別のコンビニエンスストアに向かう途中に本件災害に遭遇した。」と述べているところ、買物や立ち読みが合理的な経路からの逸脱又は中断に相当することは明らかである。そして、これら逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であったとしても、本件経路に復するまでに、約55分間もの時間が経過しており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、これらを最小限度の逸脱とはいいい難く、その後の移動はもはや通勤とは認めることはできず、その後に発生した本件災害は通勤災害とは認められないものと判断する。

(2) ところで、請求人は、平成○年○月○日、審査官に対し、要旨、「本件災害当日は、まだ入社したばかりであったため、業務終了後（午後○時○分）、すぐに事業場を出ず、午後○時から午後○時まで事業場構内を巡回していた。業務終了後は、買物はしたが、本屋に寄ってはならず、スーパーマーケットに15分から20分程度寄り、その後、本件事故に遭遇した。」と申述している）が、同申述は、上記（1）イの請求人の申述と余りにもその内容において乖離し、信憑性を欠くものといわざるを得ず、採用することができない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。